

令和3年9月1日

各県立学校長様

豊かな心と身体育成課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
臨時休業の判断に当たっての考え方について（通知）

このことについて、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、県教育委員会が行う学校の臨時休業の範囲と期間について整理しました。

については、学校で感染者が確認された場合の対応の参考としてください。

なお、この対応は令和3年8月27日時点での最新の知見に基づき整理したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、必要な見直しを行います。

○ 臨時休業の範囲について

感染者の学校での活動（行動歴等）や接触者の多寡を勘案し、学校内で感染が拡大している可能性がある範囲について、学校の全部または一部の臨時休業を行う。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ② 感染が確認された者が1名であっても、風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者の候補が存在する場合。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

○ 臨時休業の期間について

濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね1日間～1週間程度）とし、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

担当 健康教育係

電話 (082)513-5036（ダイヤルイン）

（担当者 川越）